

平成28年度 佐波川河川整備アドバイザー会議
佐波川水系河川整備計画 点検資料

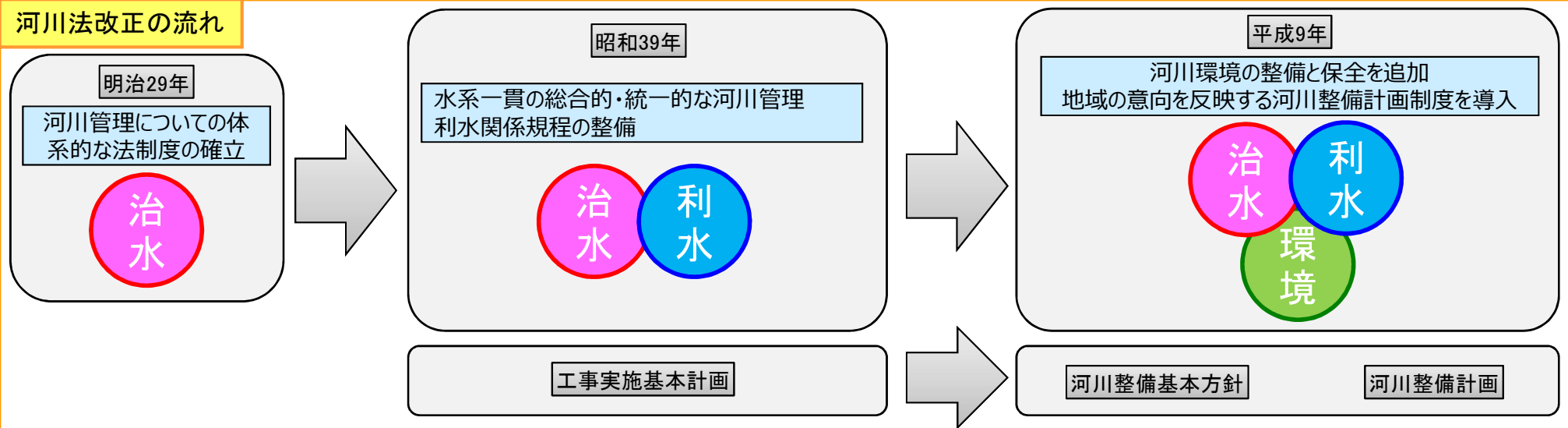
－ 目 次 －

1. 河川整備計画の概要	1
2. 計画策定時の観点	5
3. 事業の進捗状況等	9
4. 河川整備計画の点検のまとめ	18

平成29年 2月28日
国土交通省 中国地方整備局

- 明治29年に旧河川法が制定され、河川管理についての体系的な法制度が確立。その後昭和39年の改正で治水・利水に関する制度が確率。平成9年の改正で河川環境の整備と保全が追加され、地域の意向を反映して計画する河川整備計画の仕組みが導入された。
- 平成9年の改正によって河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)の作成が位置づけられた。

河川法改正の流れ



河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標を定めるものです。

【記載内容】

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・治水、利水、環境

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水、計画高水
- ・正常流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画

左記の河川整備基本方針に沿って、中期（計画対象期間：概ね30年間）の具体的な整備の内容を定めるものです。

【記載内容】

1. 河川整備の目標

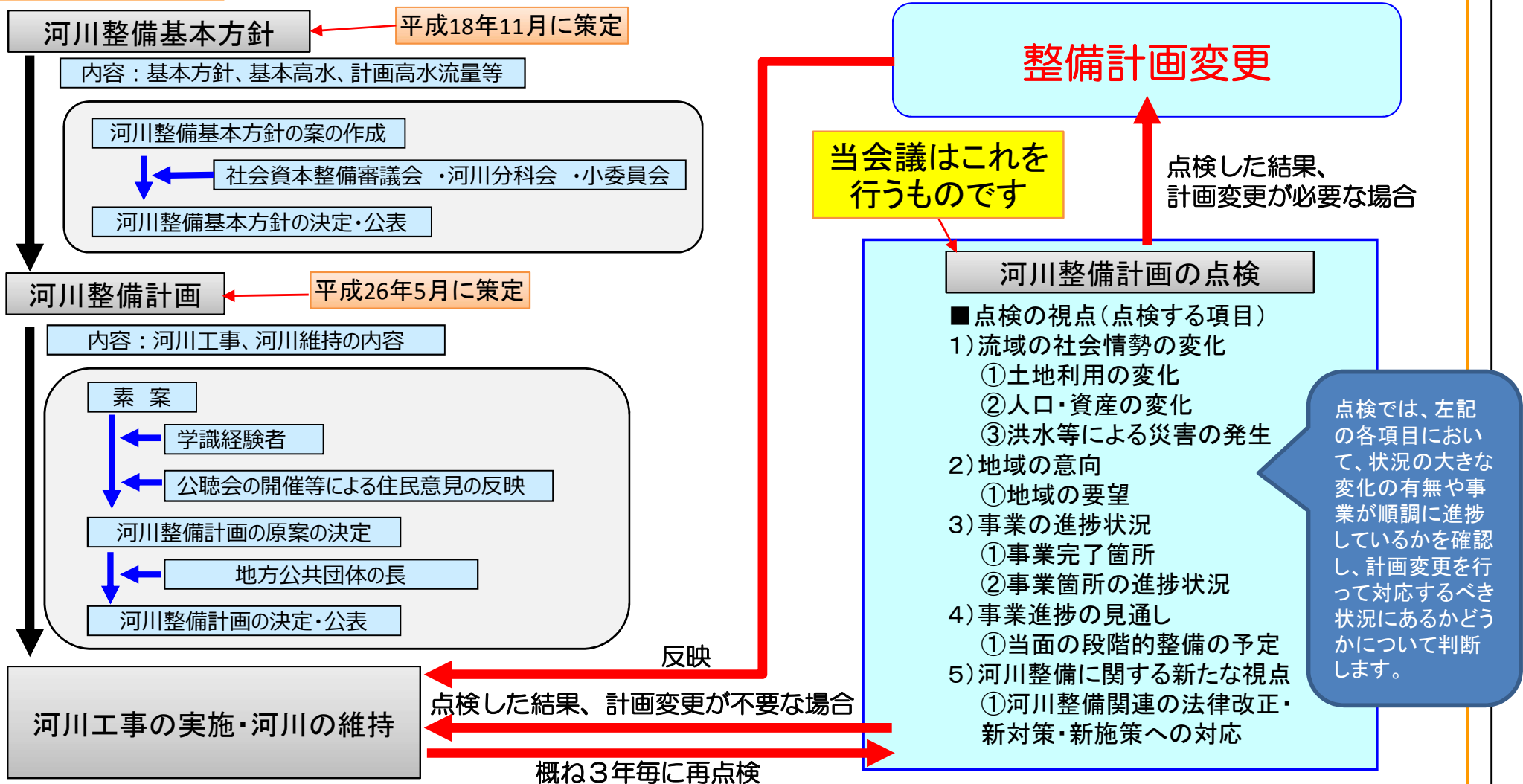
2. 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による河川管理施設の機能
- ・河川の維持の目的、種類、施行の場所

■佐波川では平成18年11月に河川整備基本方針、平成26年5月に河川整備計画が策定された。

■「河川法の一部を改正する法律等の運用について(平成10年1月23日)」の“河川整備計画の変更について”において、「河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や流域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。」とされており、概ね3年毎に整備計画の点検を実施する。(今回の会議がそれにあたる)

河川整備の計画制度



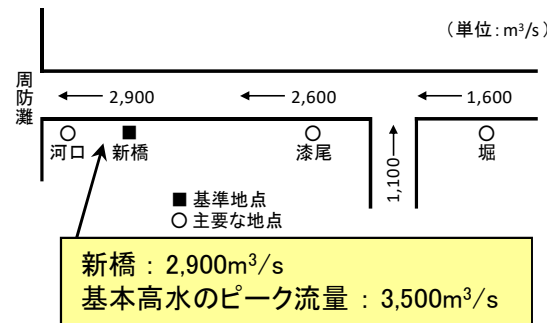
- 河川整備基本方針・・・基準地点「新橋」における基本高水ピーク流量を $3,500\text{m}^3/\text{s}$ としている。
- 河川整備計画・・・防府市街地(12kより下流)においては、戦後最大洪水である昭和26年7月洪水、防府市街地上流(12kより上流)は戦後第2位洪水である昭和47年7月洪水に相当する洪水を安全に流下させることを目標としている。

河川整備基本方針の概要

平成18年11月策定

【基本高水のピーク流量及び計画高水流量】

- ・基本高水のピーク流量を新橋地点で $3,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- ・このうち、流域内の洪水調節施設により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して河道への配分流量を $2,900\text{m}^3/\text{s}$ とする。



基準地点：新橋
年超過確率： $T=1/100$
基本高水のピーク流量： $3,500\text{m}^3/\text{s}$
計画高水流量： $2,900\text{m}^3/\text{s}$
計画降雨：365mm/2日

【河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持】

新橋地点における正常流量は、利水の現況、動植物の保護・漁業、景観等を考慮して、1月～5月は概ね $1.5\text{m}^3/\text{s}$ 、6月～12月は概ね $2.5\text{m}^3/\text{s}$ とする。

【河川環境の整備と保全】

- ・佐波川の流が生み出す豊かな自然と清らかな水の流れの保全を図る。
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定める。
- ・地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。

河川整備計画の概要

平成26年5月策定

今後概ね30年間の整備内容を示す河川整備計画を策定

河川整備計画の基本理念

【治水】安全・安心な暮らしを守る

- ・本計画期間内において実現可能な段階的整備と効果的かつ効率的な河川の維持管理を行い、安心して暮らせる安全な佐波川の実現を目指す。

【利水】地域に潤いを与え、暮らしを支える

- ・農業用水や都市用水等、既得水利の安定供給と動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生等、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保する。
- ・関係機関との連携により河川の適正な利用を促進し、地域に潤いを与え、暮らしを支える。

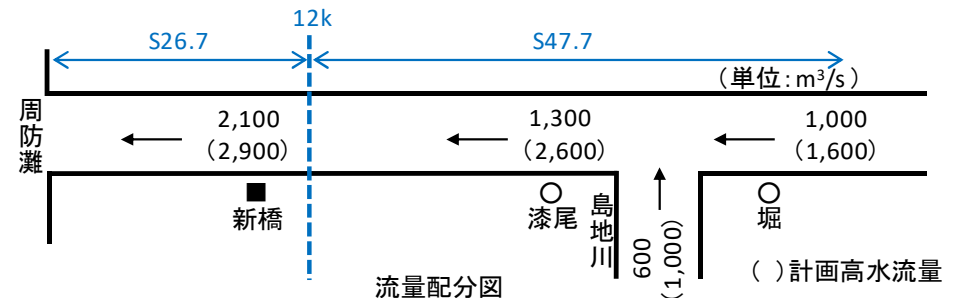
【河川環境】川の流が生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

- ・関水に見られる流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている佐波川の現状を踏まえ、佐波川と人々との関わりに配慮する。
- ・多様な動植物が生息・生育する佐波川の豊かな河川環境、豊かな自然が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れ、誰もが自由に安心して快適に利用できる河川空間の保全等を図る。
- ・住民と連携しながら、佐波川の流が生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ。

【河川整備計画の治水の目標】

S26.7(戦後最大)が再び発生しても、浸水被害を防止

S47.7(戦後第2位)が再び発生した場合でも、家屋の浸水被害を防止



佐波川水系河川整備計画【国管理区間】の内容

本計画は、治水・利水・環境それぞれにおいて、現状と課題を抽出し、計画目標の設定・目標の達成に向けた河川整備の実施に関する事項をまとめている。

1章

計画の概要

2章

佐波川の概要

治水

【治水】

- ・砂州の発達、樹林化等も相まって、流下能力が不足する区間がある。
- ・無堤箇所や支川合流地点を中心に、浸水被害や内水による浸水被害も発生している。

利水

【利水】

- ・過去、たびたび渇水による被害が発生しており、河川水の適正な利用を図る必要がある。

環境

【環境】

- ・良好な自然環境及び清らかな水の流れ、豊かな自然が織りなす良好な河川景観の保全等に努める必要がある。

維持管理

【維持管理】

- ・長寿命化を促進し、安全性を確保しつつ、更新コストの平準化や抑制を図っていく必要がある。

4章 計画目標の設定

【治水】

- (下流区間)
戦後最大洪水である昭和26年7月規模
- (上流区間)
戦後第2位の洪水である昭和47年7月規模

【利水】

- 新橋地点における正常流量
1月～5月は概ね1.5m³/s
6月～12月は2.5m³/s

【環境】

- ・良好な河川環境の維持・保全等に努める。
- ・環境学習の場として整備した箇所の継続的な利用促進、快適に利用できる河川空間の形成・維持に努める。

【維持管理】

- ・河道、河川管理施設について、「予防保全」の考え方に立った戦略的な維持管理を推進する。

5章 河川整備の実施に関する事項

河川工事の目的、種類、施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

【治水】

- (1) 堤防・河道の整備(築堤、河道掘削、浸透対策)
- (2) 支川合流点の開口部処理
- (3) 河川構造物の耐震対策及び津波対策
- (4) 防災拠点の検討

【利水】

- (1) 正常流量の確保(島地川ダムの適切な運用)
- (2) 渇水への対応(水利用や本川・支川流量の把握、取水制限の実施、節水意識の向上)

【環境】

- (1) 自然環境の保全
- (2) 魚類等のすみやすい川づくり
- (3) 水質の保全
- (4) 河川空間の保全と利活用

河川の維持に関する事項

「サイクル型維持管理」を構築し、効率的・効果的な実施に努める。

■維持管理の重点事項

- (1) 取水堰改築に伴う河床変動の把握
- (2) 砂州等の上昇対策
- (3) 河道内樹木対策
- (4) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全
- (5) 河川管理施設・許可工作物の老朽化対策

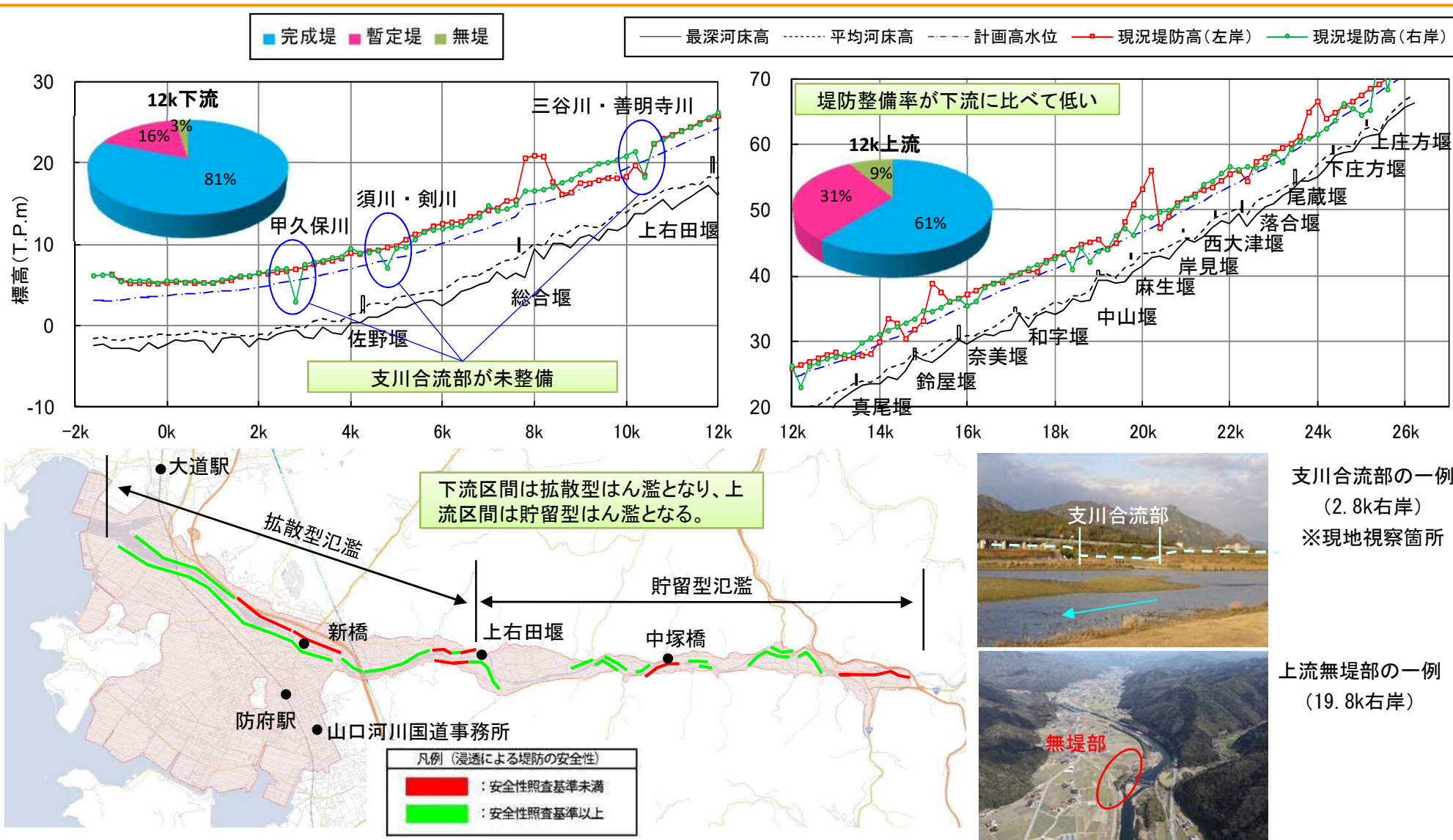
■その他の維持管理

- (1) 河川の状態把握
- (2) 河道の維持管理
- (3) 河川管理施設等の維持管理
- (4) 河川管理施設の操作
- (5) 河川空間の管理
- (6) 危機管理
- (7) 地域との連携

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

- ・さらなる治水安全度向上に資するための調査・検討
- ・その他の施策との連携
- ・流域における住民意識の向上
- ・社会環境の変化への対応

- 堤防の整備状況は全体で約7割である。下流は支川合流点等が未整備となっている。上流の堤防整備率は下流に比べて低い。
- 下流区間は拡散型はん濫となり、はん濫が生じると広範囲に被害が及ぶ。上流区間は貯留型はん濫。
- 管理区間内には固定堰14基、可動堰1基が存在。一般的に洪水時には局所的な深掘れや堰上げによる水位上昇等に繋がしやすい。



- 流域内の取水件数193件あり、そのうち農業用水が187件で2,700haにおよぶ農地へのかんがい用水として使用されている。
- 過去に渇水が度々発生しており、取水制限を実施してきた。整備計画策定以降は、取水制限は行われていない。
- 流域内の水資源開発施設として、佐波川ダム、島地川ダムが建設されており、今後も適切な運用に努める必要がある。
- 流水の正常な機能を維持するため目標とする流量を『新橋地点、1月～5月:概ね1.5m³/s、6月～12月:概ね2.5m³/s』と設定した。

水利利用

項目	区分※1	件数	最大取水量 (m ³ /s)
発電用水	法	1	8.000
上水道用水	法	2	0.288
工業用水	法	3	1.767
農業用水(許可)	法	47	20.760
農業用水(慣行)	慣	139	2.997※2
雑用水	法	1	0.022
計		193	—

※1:「法」は河川法第23条の許可を受けたもの、「慣」は河川法施行以前から存在する水利権

※2:届け出されている取水量の最大値

渇水の発生状況

年度	取水制限	期間	日数	節水率
昭和48年	第1次	7月25日～8月24日	31	各20%(農水・工水)
	第2次	8月25日～		各30%(農水・工水)
昭和53年	第1次	8月12日～8月18日	7	10%(工水)
	第2次	8月19日～8月31日	13	30%(工水)
	第3次	9月1日～9月10日	10	40%(工水)
	第4次	9月11日～9月28日	18	50%(工水)
	第5次	9月29日～10月18日	20	30%(工水)
昭和57年	第1次	6月28日～7月4日	7	20%(工水)
	第2次	7月5日～7月7日	3	30%(工水)
	第3次	7月8日～7月12日	5	30%(工水)・発電停止
平成6年 ～平成7年	第1次	9月1日～9月29日	29	各10%(農水・上水・工水)
	第2次	9月30日～3月8日	168	各20%(農水・上水・工水)
平成19年	第1次	1月19日～4月17日	89	各10%(農水・上水・工水)
	第2次	11月27日～12月19日	22	各10%(農水・上水・工水)
	第3次	12月20日～1月23日	34	各30%(農水・上水・工水)
平成19年 ～平成20年	第1次	1月24日～2月21日	28	各10%(農水・上水・工水)
	第2次	10月25日～12月1日	37	各10%(農水・上水・工水)
	第3次	12月2日～12月16日	14	各20%(農水・上水・工水)
	第4次	12月17日～1月16日	30	各30%(農水・上水・工水)
平成22年	第1次	1月17日～2月24日	38	各10%(農水・上水・工水)

昭和48年をはじめとして昭和53年、昭和57年、平成6年、平成19年、平成22年に取水制限を実施した。

佐波川における水資源開発の変遷

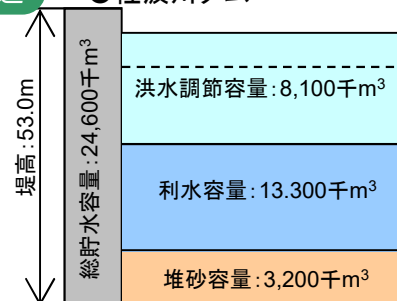
【佐波川ダム完成(昭和31年)】

農業用水や防府市に対する工業用水、電力の安定的供給

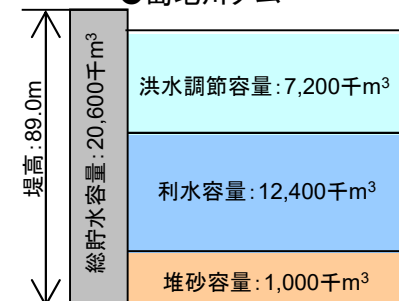
【島地川ダムが完成(昭和56年)】

農業用水や防府市、周南市に対する上水、工業用水の安定的供給

●佐波川ダム



●島地川ダム



正常流量

1月～5月の設定

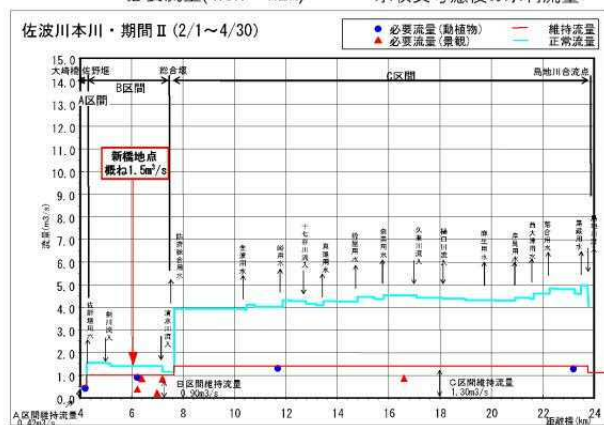
正常流量(概ね1.5m³/s)

≡

維持流量(0.4m³/s)

+ 水利量(1.0m³/s)

動植物の保護からの必要流量(4.0k～4.2k) 4.0k から 新橋地点 までの水収支考慮後の水利流量



その他の期間:

非かんがい期1(1/1～1/31):1.2m³/s

かんがい期1(5/1～5/31):1.2m³/s

アユ、ウグイの移動、アユ、ウグイの産卵に必要な流量を確保できる流量

6月～12月の設定

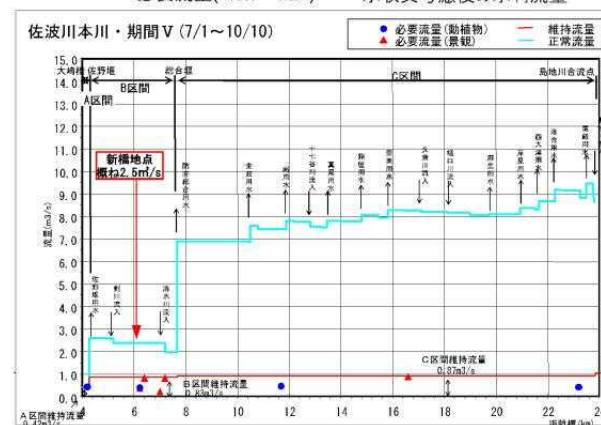
正常流量(概ね2.5m³/s)

≡

維持流量(0.4m³/s)

+ 水利量(2.0m³/s)

動植物の保護からの必要流量(4.0k～4.2k) 4.0k から 新橋地点 までの水収支考慮後の水利流量



その他の期間:

しらかき期(6/1～6/30):2.1m³/s

非かんがい期3(10/11～12/31):2.0m³/s

- 上流・中流・下流それぞれにおいて多様な生物が生息・生育できる環境があり、今後も維持していく必要がある。
- 佐波川のBOD75%値は環境基準(佐波川直轄区間 A類型)を満足しており、良好な水質であり、今後も維持していく必要がある。
- 地域と連携した取り組みがなされている他、高水敷や水辺の楽校等の利用も盛んであるが、水辺に近づきにくい環境も多く存在する。

水質(島地川ダム)

平成2年から夏季を中心にアオコが発生し、景観障害を起こしていた。

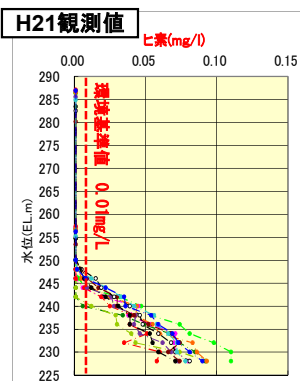


平成19年7月撮影



平成19年9月撮影

平成5年度より貯水池底層で環境基準を上回る重金属が検出され、上昇傾向を示していた。



空間利用

水辺空間の利用が盛んであるが、水辺に近づきにくい河岸も在し、地域から空間整備を望む声が挙がっている。



小野の水辺の楽校



草木が水辺まで繁茂し、近づきにくい

生物生息環境

中流部

- ・緩やかな流れの淵にはツルヨシの茎等を産卵基質とするオヤニラミ、砂河床のワンドにはスナヤツメが生息
- ・湛水区間やワンド等の流水の緩やかな区間にはミクリが生育

オヤニラミ
山口県絶滅危惧種1B

下流部(感潮域)

- ・ヨシ原を生息場とするオオヨシギリや感潮域固有植物のウラギクやハマサジが生息
- ・水はけが良く、底質がやや固い所を好むハクセンシオマネキが生息

ハクセンシオ
マネキ
山口県絶滅
危惧種1B

上流部

- ・礫床の早瀬付近にアカザ、その下流にアマゴが生息
- ・支川島地川ダム湖に降湖型のアマゴの生息も確認

アカザ: 環境省絶滅危惧種Ⅱ
山口県絶滅危惧種Ⅱ

アマガ: 山口県絶滅危惧種1B

中流部

下流部

下流部

- ・右岸6～7kmの河岸は多自然川づくりにより緩流域が再生されている。
- ・下流部感潮域との境界付近では浮石状の礫河床の瀬が見られる。
- ・水際植生の抽水部には、スナヤツメ、オヤニラミ等の魚類やゲンバイトンボ等のトンボ類の幼虫が生息

上流・中流・下流それぞれにおいて多様な生物の生育・生息環境がある。
整備計画策定以降も良好な環境が維持されており、今後もこれらの自然環境の維持保全が必要。



オオキンケイギク

特定外来種に指定されているオオキンケイギク等が確認されており、除草時には拡散防止等に努める必要がある。

■ 日常から河川管理施設や河道状況の把握に努め、計画的な維持管理を行っている。

河道の管理

- 河道内樹木の繁茂状況を随時把握し、計画的に樹木伐開する必要がある。
- 幼木段階での除去等、再樹林化を防止する取組が必要がある。

ヤナギの繁茂状況(10k付近地点)



- 定期的に河川巡視や縦横断測量を行い、土砂堆積等の状況を把握する必要がある。
- 堰下流・湛水域の堆積が発生しており、今後も継続的なモニタリングが必要である。

上右田堰湛水域の堆積状況



上右田堰下流の掘削直後



上右田堰下流の堆積状況



河川空間の管理

- 地域と連携し、安心して利用できる河川空間の維持・保全が必要。
- 警告看板の設置、車止めの設置等を行っているが、ゴミの不法投棄は依然として発生。



河川管理施設等の管理

- 老朽化により機能の低下が懸念される河川管理施設も存在し、施設の長寿命化や更新コストの平準化や抑制が必要である。



- 樋門等の河川管理施設の捜査員の高齢化や人員不足等の課題があり、ゲートの自動化等を検討・推進している。

危機管理

- 河川管理者、自治体、地域住民等が連携・協働して、災害時に的確に行動する。
- 被害をできるだけ軽減するための体制の確保、緊急用資材の確保、災害復旧の実施体制の充実、防災に関する広報等を引き続き実施が必要である。



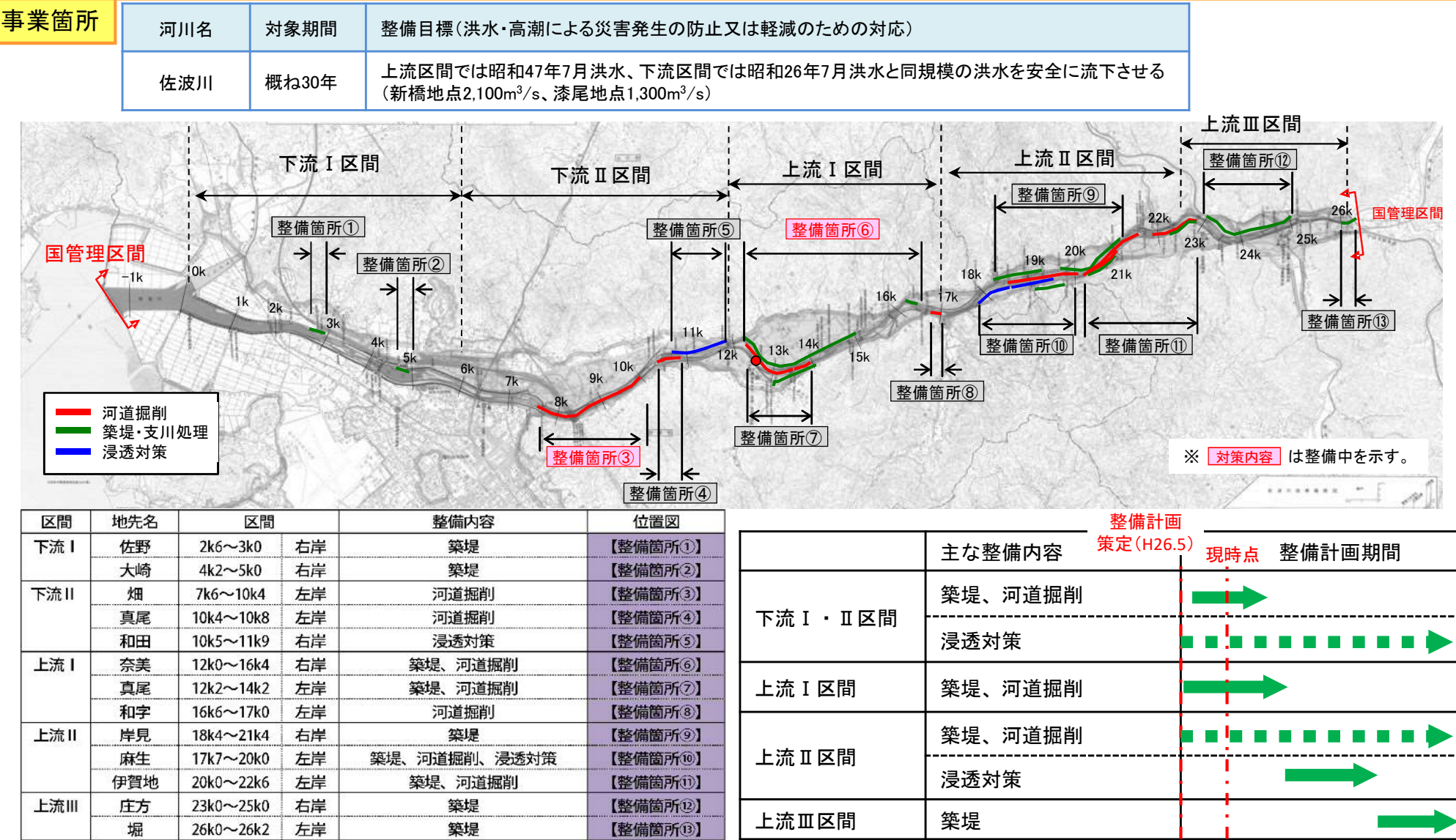
水防団の合同巡視

■以下に示す主なメニューの主要な3事業について、進捗状況を個別整理した結果を示す。

整備等の内容

分野	河川整備計画の主なメニュー	進捗状況	個別整理
治水	堤防・河道の整備	個別整理対象	①畑地区等の河道掘削 ②奈美地区弱小堤・無堤部対策
	支川合流点の開口部処理	今後実施予定	
	河川構造物の耐震対策及び津波対策	耐震性能照査・対策の実施、遠隔化：今後実施予定	
	防災拠点の検討	今後実施予定	
利水	正常流量の確保	島地川ダムの適切な運用・関係機関との調整を継続して実施。	
	渇水への対応	必要に応じて実施。	
環境	自然環境の保全	工事実施時に自然環境への配慮を実施。	
	魚類等のすみやすい川づくり	魚類等の遡上調査、必要に応じた魚道の改築：今後実施予定。	
	水質の保全	現在の良好な水質の維持する。 「佐波川水系水質保全連絡協議会」等を通じた関係機関との情報共有を行う。 アオコ発生抑制及び重金属類の溶出抑制対策の継続とデータ蓄積を実施する。 また「ダム等管理フォローアップ委員会」での検証を5年毎に実施する。	
	河川空間の保全と利活用	個別整理対象	③新橋箇所水辺整備
維持管理	取水堰改築に伴う河床変動の把握	巡視や定期縦横断測量等により随時状況を把握している。	
	砂州等の上昇対策	巡視や定期縦横断測量等により随時状況を把握している。	
	河道内樹木対策	巡視や河川水辺の国勢調査等により、河道内の樹木繁茂状況について随時状況を把握している。	
	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全	巡視や河川水辺の国勢調査等により、河道内の樹木繁茂状況について随時状況を把握している。また、必要に応じて専門家の意見を伺っている。	
	河川管理施設・許可工作物の老朽化対策	維持管理計画に基づき実施している。	

- 整備計画目標流量に対して流下能力を確保するための整備メニュー
- ・下流区間(-1k6 ~ 12k0):河道掘削、支川処理、浸透対策
 - ・上流区間(12k0 ~ 26k2):河道掘削、築堤、家屋嵩上げ、支川処理、橋梁架替、浸透対策

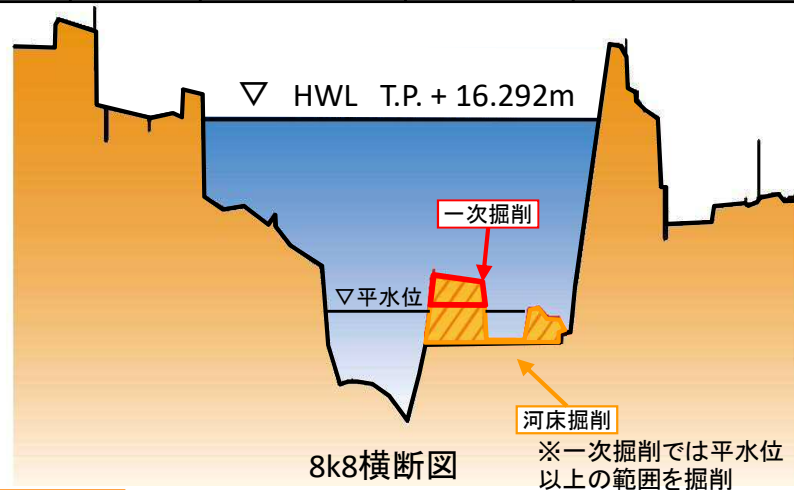


■上流Ⅰ区間の整備が完了するまでに下流Ⅰ及びⅡ区間の堤防整備及び河道掘削を完了させる。

事業の概要

下流Ⅱ区間では、浸透対策を実施し、堤防の強化を図るとともに、堤防の高さや幅が不足する箇所において堤防整備を実施します。
また、流下能力が不足する箇所において河道掘削を行う。

区間	地先名	区間	整備内容	整備状況
下流Ⅱ	畑	7k6～10k4	河道掘削	整備中
	真尾	10k4～10k8	河道掘削、 支川処理	
	和田	10k5～11k9	浸透対策	



進捗状況

畑地区：17% (25,000m³/151,000m³)

今後の予定

引き続き整備を進める。



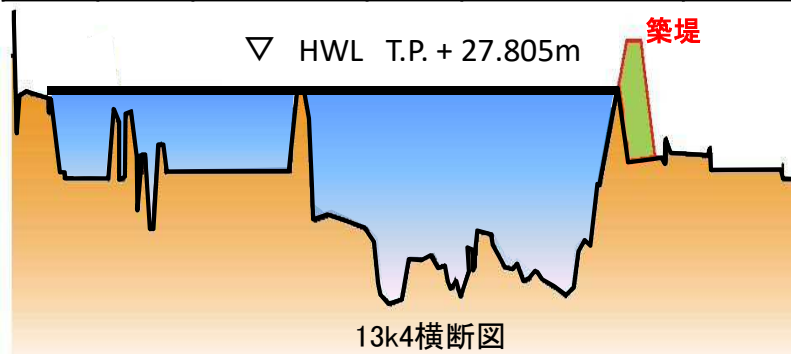
佐波川右岸(8.5～9.0k)の河道掘削前後(防府市畑地区)

■上流区間の安全度を確保するため、現在上流Ⅰ区間で実施している堤防整備及び河道掘削等を継続して行う。

事業の概要

上流Ⅰ区間では、堤防の高さや幅が不足する箇所において堤防整備を実施するとともに、流下能力が不足する箇所において河道掘削を行う。

区間	地先名	区間	整備内容	整備状況
上流Ⅰ	奈美	12k0～16k4 右岸	築堤、河道掘削、支川処理、橋梁架け替え	整備中
	真尾	12k2～14k2 左岸	築堤、河道掘削	
	和字	16k6～17k0 左岸	河道掘削	



佐波川右岸の堤防整備状況(防府市奈美地区)

進捗状況

奈美地区：61% (2.45km/4.02km)

今後の予定

引き続き整備を進める。



■新橋箇所及び堀箇所では、河川空間とまちの空間の融合の図られた水辺空間形成を関係自治体と連携して進める。

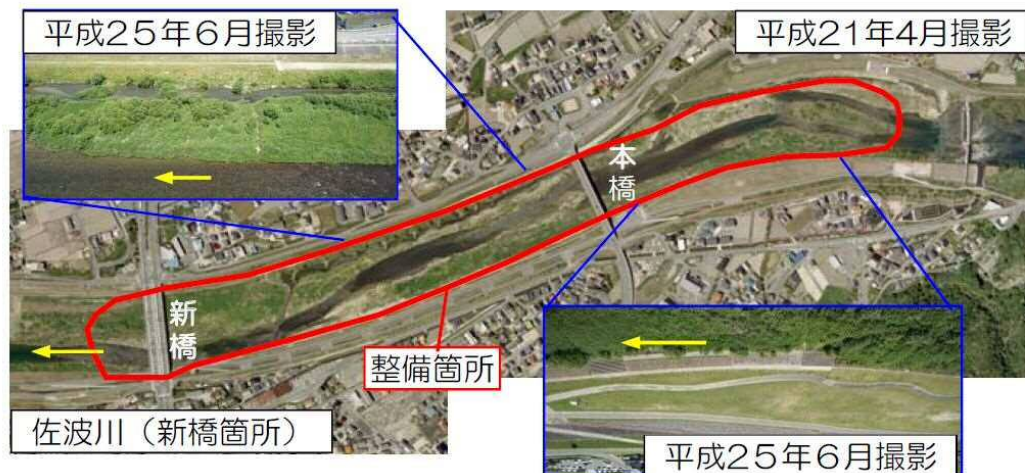
事業の概要

箇所毎の特性や地域のニーズ、ブロック別管理方針等を踏まえ、河川管理者と自治体、地域住民が連携し、周辺地域と一体となって安全で快適な利用ができるように河川空間の整備を行う。

区間名	整備内容	整備状況
新橋	河道整正、河川管理用通路整備等	整備中
堀	階段、坂路、護岸等の整備	

進捗状況

新橋地区の水辺整備を進めている。



【整備前】



【整備後】



佐波川新橋地区の水辺整備状況(防府市新橋地区)

今後の予定

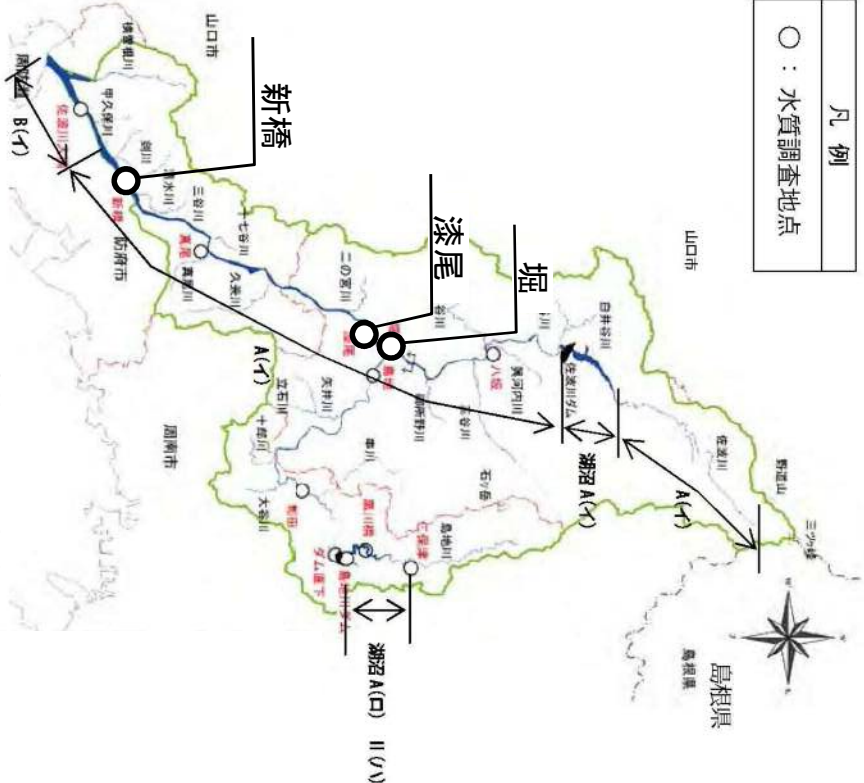
引き続き、関係自治体と連携して水辺空間の整備を進める。

■河川整備計画策定以降も各河川区分でBOD(75%値)が環境基準を満足している。

水質

凡 例

○：水質調査地点

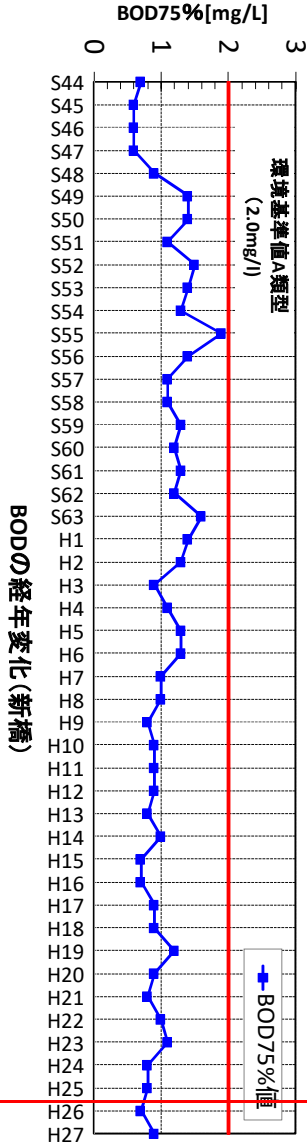


水質環境基準の類型指定状況

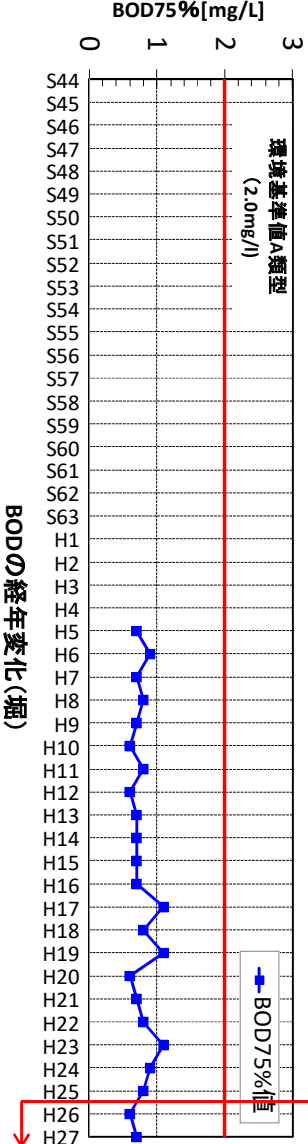
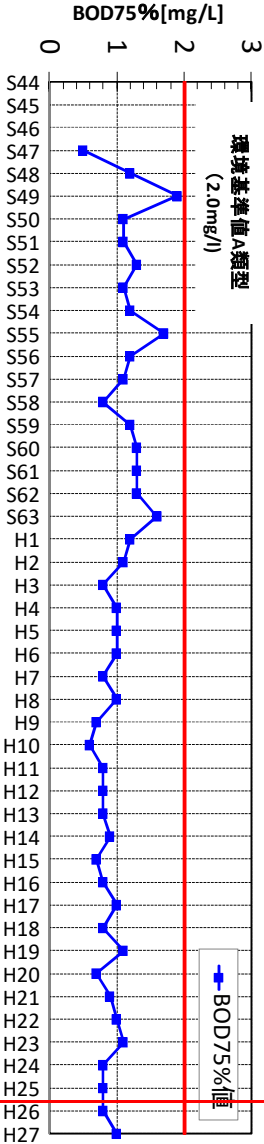
水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日
佐波川(佐野堰より下流)	B	イ	昭和47年6月15日設定
佐波川(佐野堰より上流)	A	イ	平成11年4月13日設定
佐波川ダム	イ	ロ	昭和63年4月5日設定
島地川ダム	ハ	ハ	〃

注1 当該類型の河川及びその下流は、生活環境の保全に資する環境基準の表の類型を示す。
注2 島地川ダムの下流のハは、全事業及び全期にわたる環境基準の表の類型を示す。
注3 期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」は、5年を超えて可及的すみやかに達成



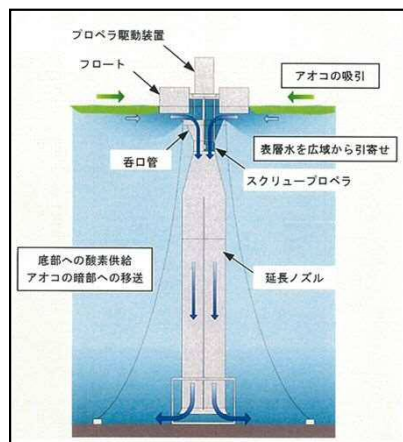
整備計画策定(H26.5)



- 夏季のアオコ発生および、貯水池底層での環境基準を上回る重金属類の検出という課題があったため、平成20年にアオコ対策装置、平成22年に高濃度酸素溶解装置を設置した。
- アオコ対策装置の現行運用後、アオコの発生日数・発生面積とも減少しており、対策の効果が確認されている。
- 高濃度酸素溶解装置設置後、ヒ素については全層において、環境基準(0.01mg/L)を満足するようになり、対策の効果が確認されている。

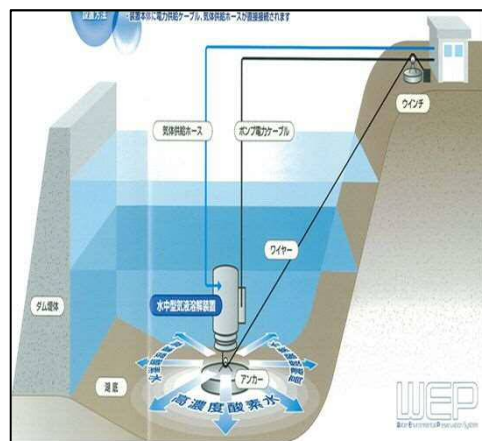
【アオコ対策装置】

表層のアオコを吸引し、底層へ移送することによりアオコの増殖を抑える。



【高濃度酸素溶解装置】

底層に酸素を吹き込むことにより、貧酸素状態を解消し、重金属類の溶出を低減する。



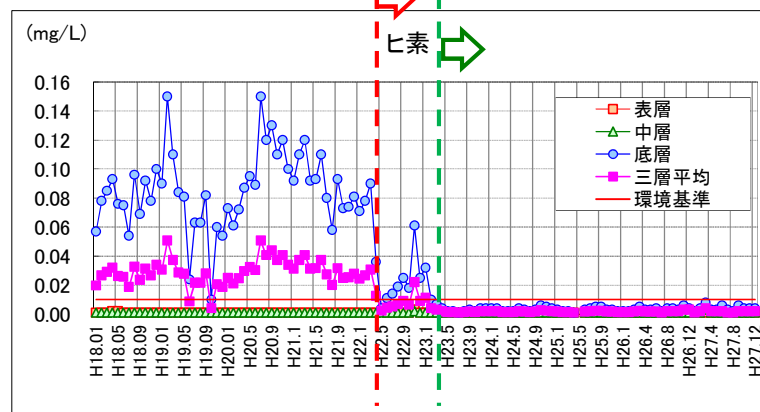
水質(重金属類)

ダム直上流

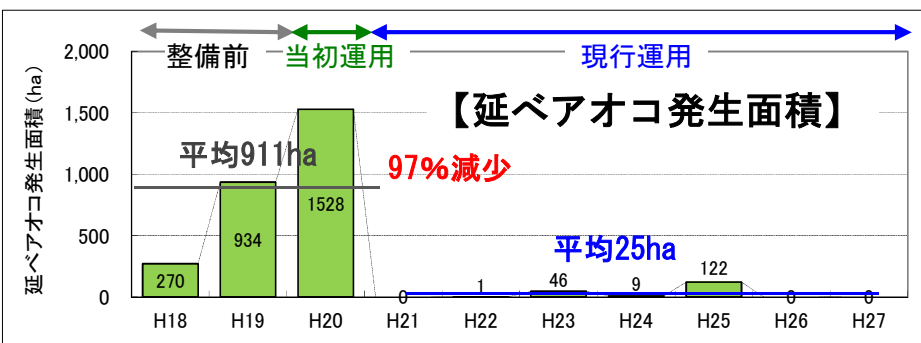
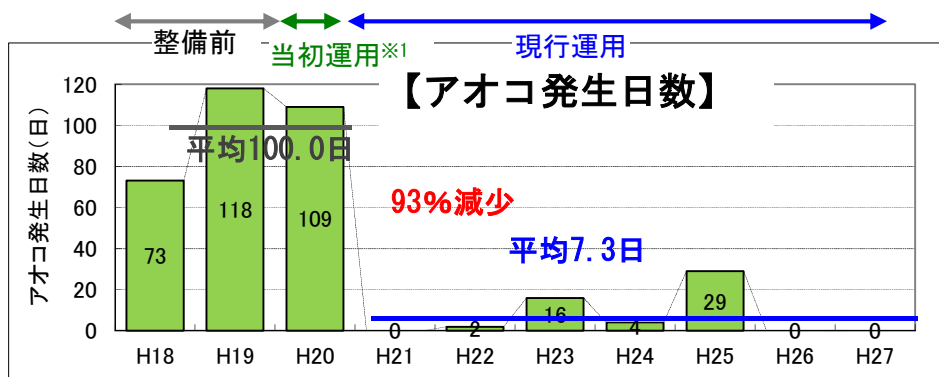
ヒ素(mg/L)

中層運用

底層運用



水質(アオコ)



- 佐波川においては、最大規模降雨による洪水に係る浸水想定区域を平成28年5月に公表。
- 近年の大規模な水害を受けて「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28年6月に設立し、発生しうる大規模災害に対し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に進めることとしている。

水防法一部改正(H27.5)の概要

課題

近年、洪水のほか、内水、高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発



H26. 8 避難所2階の浸水(徳島県)



H25. 8 梅田駅周辺の浸水(大阪市)

方向性

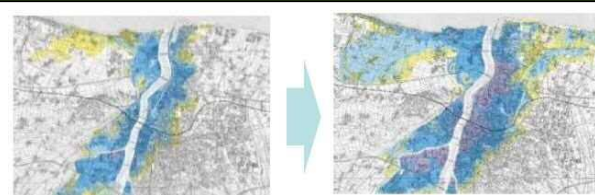
想定しうる最大規模の洪水に対する避難体制等の充実・強化

想定しうる最大規模の内水・高潮に対する避難体制等の充実・強化

下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

改正の概要

○現行の洪水に係る浸水想定区域について想定しうる最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表
(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



○想定しうる最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設
○内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設
※「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において実施することを想定



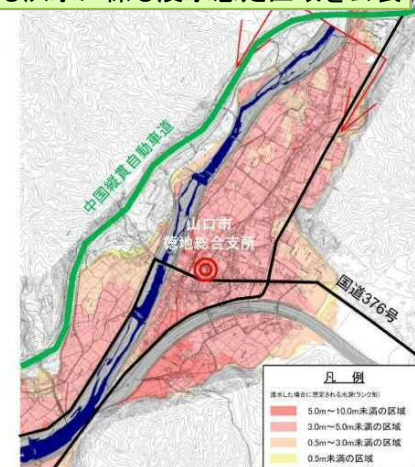
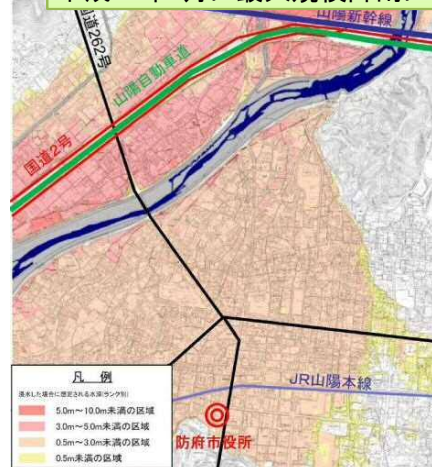
◇下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け

その他の取組

「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」をH28年6月に設立。同年10月に概ね5ヶ年での取り組み方針をまとめた。



平成28年5月に最大規模降雨による洪水に係る浸水想定区域を公表



- サイクル型維持管理による計画的な維持管理を行っている。
- 関係自治体(防府市、山口市)等から事業推進に対する要望書が毎年出されている。
- 様々な取り組みにより地域との連携を図っている。今後も地域のニーズに合わせた取り組みを展開していく。

維持管理の取り組み

- ・「河川維持管理計画」に基づき、サイクル型維持管理（河川の状態把握→状態の分析・評価→評価結果に基づく改善等を一連のサイクルで行う）による計画的な維持管理を行っている。



平成26年度頃から全国統一の『河川維持管理データベースシステム(RMDIS)』を導入。
日々の河川巡視、点検や維持管理対策等のデータを現場でタブレットに記録すると、データの一元化と蓄積が可能。蓄積されたデータから分析・評価を行って維持・補修に繋げるサイクル型維持管理に取り組んでいる。

- ・資源の有効活用と処分コストの削減を図るため、堤防除草で発生する刈草を地域へ無償提供している。



地域の意向・地域との連携

- ・河川協力団体、河川愛護団体、山口市・防府市の市職員、警察・消防職員と合同で点検を実施。



- ・洪水リスクの高い箇所について、住民と共同で点検を実施している。



- ・河川協力団体「佐波川に学ぶ会」の協力を得ながら、高水敷（一部）の維持管理や美化活動を実施している。

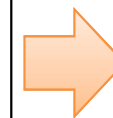


- ・河川協力団体「佐波川に学ぶ会」と共催で、子供とその親を対象に「佐波川子ども水辺安全講座」を実施している。



<流域の社会情勢の変化>

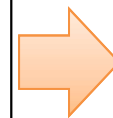
- 流域の社会情勢(土地利用・人口・等)の大きな変化は無い。
- 整備計画策定後は大きな出水が無く、洪水被害も発生していない。



見直しを必要とするような変化は生じていない。

<地域の意向>

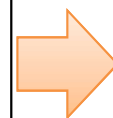
- 関係自治体(防府市、山口市)からは引き続き事業推進に対する要望が出ている。
- 様々な取り組みにより、地域との連携を継続して図っており、今後も連携が期待できる。



見直しを必要とするような変化は生じていない。

<事業の進捗状況>

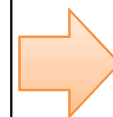
- 整備計画策定以降、奈美地区の築堤、畑地区の掘削などを進めている。
- 整備計画策定時の計画から、進捗の遅れなどは生じていない。



引き続き事業を推進する。

<事業進捗の見通し>

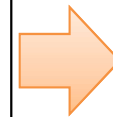
- 当面の事業として、現在実施中である奈美地区の築堤、畑地区の掘削を引き続き実施する。
- 新規に甲久保川支川処理、睦美橋の架け替えに着手していく予定である。



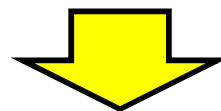
引き続き事業を推進する。

<河川整備に対する新たな視点>

- 整備計画策定以降に発生した平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて、「水防災意識社会」の再構築が必要となった。



引き続き、防災対策の充実を図る。

**<点検のまとめ>**

- 流域の社会情勢、地域の意向や河川整備に関する新たな視点等を点検し、整備計画の見直しの必要性は生じていない。
- 佐波川水系河川整備計画に定められた河川整備事業が計画的に進捗している。

<今後の進め方>

- 引き続き、佐波川水系河川整備計画に基づき事業を実施する。